

資料紹介

郵政資料館所蔵の寛文三年固関木契

田良島 哲

一 「固関」とは

固関とは七世紀後半以降、天皇の崩御、讓位、内乱などの国家的な非常事態が発生した際に、首都から東国・北陸に向かう街道を扼する鈴鹿関・不破関・愛発関（後には逢坂関）を政府が閉鎖する措置を言う。固関に当たって政府は固関使を派遣して、各関を所管する国司に閉鎖を命じる。非常事態が終息すれば解関使が派遣されて、もとどおり関は開かれる。奈良時代から平安時代の前期にかけては、天皇の崩御の他、惠美押勝の乱（七六四年）や葉子の変（八一〇年）などの際に固関が実施されたことが国史に見える。

固関使の正当性を証明するのが、ここでとりあげる木契である。木契は割り符の一種で、所定の文字を記した木片を二つに割り、政府側と関側で割られた各片を所持する。必要な時にこれを合わせて所持者、この場合は特に政府から派遣された使者が正当な者であることを確認する。

固関はいわば戒嚴の一環であるから当初は重要な意味を持ったであろうが、次第に形骸化し、ついには実際の使者は派遣されず、宮廷内の儀式だけが行われるようになった。固関の儀式については平安時代のいくつかの儀式書に詳しいが、ここでは『江家次第』巻十四によりながら、木契の作成に関する手順を概観してみよう。

(一) 固関の実施が決まると、大臣は太政官の事務方である外記に命じて、使者の選任、使者の乗る馬の用意、さらに儀式に用いられる用具類の調達を行わせる。この時、準備されるものの一つが「木契三枚〔長三寸 方一寸〕〔函三合〕」である。

(二) 大臣と参議が議定の場合である近衛府の陣に着座すると、大臣は詔勅の起草役である内記に指示して三関を所管する国司宛の勅符を作成させる。同様に外記には太政官符を起草させる。

(三) 次の衛府の武官に宮中の警固を命じる。非常事態の宣言である。勅符が書き上がると、次に木契の作成となる。内記が奉った三枚の木契に大臣は「賜〇〇国」と墨書し、これを受け取った内記はあらかじめ懐に持っていた「小刀并拳石」で木契を文字の中央で縦に二片に割り、儀式の進行役の公卿である上卿に渡す。上卿は木契と

勅符を各各宛の函に収め、内記に返す。内記はこれを持って控える。

(四) 上卿は外記が別に作成した太政官符を一覧する。太政官符には使者の姓名と勅符及び駅鈴を隨身していることが書かれており、固関の確実な施行を命じるものである。外記は内記の横に控える。

(五) 内記は函を上卿に提出して退出し、外記も太政官符を上卿に渡して退出する。上卿は太政官符を函に収める。

(六) 木契は本来ならば用済みになった後は廃棄されるのが原則と思われるが、以下に紹介するように複数の原品が伝来している。儀式用の先例として保管されていたものである。

二 郵政資料館所蔵の固関木契

郵政資料館には、寛文三年の年紀のある美濃国宛の木契の原品とその模造品が所蔵されている。現在の管理では資料番号一〇一三二五、一〇一三二六、一〇一三二七a、一〇一三二七bの四片となっているが、調査の結果、一〇一三二六と一〇一三二七aが一对の原品、一〇一三二五と一〇一三二七bが模造品と判断した。以下、原品について品質形状を示す。

- 一 木契（右片） 一片（資料番号 一〇一三二七a）
- 〈寸法〉縦九・二センチメートル 横一・五センチメートル
高二・九センチメートル
- 〈本文〉「賜美濃国」（右半分）
- 二 木契（左片） 一片（資料番号 一〇一三二六）
- 〈寸法〉縦九・二センチメートル 横一・五センチメートル
高二・九センチメートル
- 〈本文〉「賜美濃国」（左半分）

左片は包紙で包んでいる。縦三二・四センチメートル横二二・九センチメートルの薄手の楮紙二枚を重ねたもので木契を包み、上下を捻り封とした上で、紙縫で結んでいる。包紙には「賜美濃国 驛傳 寛文三年正月廿四日」の墨書上書がある。二つの木片は接合すると文字、木目、断面が一致し、一材を割ったものであることが明らかである。

模造品は、包紙を含めてほぼ同寸、同体裁で作成されているが木契の文字の左右が接合せず、作成方法までは模倣したわけではないようである。大正六年（一九一八）時点の通信博物館の展示品を掲載した『陳列品目録』には「木契及び勅符（模造）」として「古制の徴するべきものなし故に後西院天皇の寛文三年御位を皇太子（靈元帝）に譲らせ賜ふとき古式に倣ひ作らせられ関国美濃に賜はりたりと云ふものに由り模造す」（同目録、一一九ページ）とあり、当時模造品が展示されていたことがわかる。した

がって原品はこれ以前に当館の所蔵に帰していたと思われる。伝来は未詳だが、後述する宮内庁書陵部所蔵の木契が九条家伝来であることを考慮すると、儀式を主宰した大臣の家に保管されていた可能性が高い。

三 寛文三年の讓位時における固関と木契

承応三年（一六五四）十一月に即位した後西天皇は、寛文三年（一六六三）正月廿六日に識仁親王（靈元天皇）に讓位したが、それに先立つ正月二十四日に実際に固関の儀式が行われたことが史料から明らかである。『後西天皇実録』に引用されている「忠利宿禰記」から関係箇所を示す。

この日午前に、大臣（左大臣鷹司房輔）が大外記に「讓位があるので、警固固関を行う。諸司に仰せて用意をするように」と指示した。これを受けて、この儀式を担当する奉行蔵人烏丸光雄が陰陽師に適切な讓位の日時を諮問した。陰陽師の日時勘文が提出されると、大臣以下の公卿が陣座に着いて讓位の日時を承認し、その場で警固及び固関を行うことが決定された。以下、衛府への警固の命令、発給する文書の作成について内記、弁、外記への指示があり、これに続く木契作成の手順は以下のように記される。

大臣仰内記令進木契并硯、木契三枚（入宮或入硯進）、大内記候賦、次大臣和墨執筆、各書木契銘（一面書之）、賜伊勢国・賜近江国・賜美濃国、大臣書了、即給内記令刻之、自文字正中破之、惣為六片、如元推合、返進大臣、（内記予挿小刀并拳石於懷中）、内記割木契了、返進大臣、

大臣が三関を所管する国名を書くこと、あらかじめ「小刀」と「拳石」を準備していた内記が木契を割って六片にするという手順は、先述の『江家次第』と全く同じであり、この時の固関が古例に倣ったことが明らかである。

四 固関木契の類例

宮内庁書陵部には、この時期よりやや後代に作成された固関木契が所蔵されている。この木契については、平林盛得氏がその概要を紹介するとともに、固関そのものについても要を得た説明がなされている(平林盛得「資料紹介 固関木契」『書陵部紀要』三九、一九八七年)。同論文によると、書陵部所蔵の木契は伊勢国宛の左右と美濃国、近江国宛のそれぞれ右片の三件四片が伝わる。伊勢国宛のものは左右合わせて故実どおりの長三寸、方一寸に当たる全長九・二センチメートル、底の一辺三センチメートルで、郵政資料館所蔵品とも体裁が合致する。昭和三十二年に宮内庁の所蔵に帰した九条家旧蔵の史料中に含まれていたもので、伝来が明らかでないが、史料の意義が深い。木契および附属した包紙には年次が明示されていないが、平林氏は包紙に記された上卿の名の一字から宝永六年(一七〇九)六月の東山天皇の譲位の際のものと推定されている。

固関は江戸時代を通じて宮中の儀式として行われ、弘化三年(一八四六)の仁孝天皇崩御の時まで続くが、その実施は天皇や院、女院の崩御や譲位の際に限られることであり、今回確認された木契は、故実に則った公家の儀式の用具として貴重な一事例と言えよう。

(補注)『後西天皇実録』は、東京大学史料編纂所「近世編年データベース」によった。

(たらしま さとし 東京国立博物館 書跡・歴史室長)



包んだ状態



固関木契 左片



固関木契 右片



割断面



左右を合わせた状態